「食品の安全総合政策」とは?

コープやまぐちは創立以来、自分たちが望む商品を安心して利用したいという組合員の願いに応えるために食品の安全性を追求してきました。組合員の食品に対する不安…例えば、食品添加物や残留農薬などに対して、安全性を確保する取り組みを進めています。「食品の安全総合政策」は、それらの食品の安全性を確保していくために、コープやまぐちの基本的な考え方や運用ルールをまとめたものです。コープやまぐちではこの食品の安全総合政策をもとに食品安全行政や取引先とのコミュニケーション、商品の取扱いなどを行っています。

政策制定の背景

2003年食品安全基本法が制定されるまでの食品安全行政は、行政が自分で評価して管理を行うため、評価内容など情報開示が不十分でした。

コープやまぐちでは、日本生協連と連携し独自の食品添加物・農薬評価を行ったり、出来るだけ使用量を削減しようとする総量規制、行政に対して食品添加物の規制を求める取り組みなどを進めてきました。これらの安全性追及の生協運動は今のコープ商品や産直商品の開発にもつながりました。

また当時、新たな対応が必要であった遺伝子組換え食品や環境ホルモンなど食品の安全性確保を前進させることを目的に、様々なリスク要因への考え方を組合員とも共有化した上で、2000年に「コープやまぐち食の安全総合政策」を制定しました。同時に、生協だけの取り組みでは困難なものも多く、食品の安全性を確保していくために、社会的なしくみづくりの必要がありました。コープやまぐちでは全国生協の仲間や消費者団体と一緒に、食品衛生法の改正と充実強化を求める運動を行いました。











政策見直しの理由

この 2000 年度版政策制定から、すでに 20 年以上経過しました。この間、特に国や県の食品安全 行政は大きく前進しています。

生協ら消費者の声で、「食品安全の法改正と充実強化」を国や県に対して求めてきた結果、2003年に「食品衛生法」改正、「食品安全基本法」制定がされ、科学的な根拠にもとづき客観的にリスク評価を行う機関として「食品安全委員会」が設置されました。山口県でも2004年「やまぐち食の安心・安全確保の基本方針」が定められ2008年には「食の安心・安全推進条例」制定や「山口県食の安心・安全審議会」の設置と生協の参画など食品の安全性を確保するしくみは大きく変化しました。

この食品安全行政の前進は、私たちの運動が築き上げた成果と言えます。また、行政が定める食品の安全性に関する基準は、食品安全委員会を中心に、最新の科学的知見に基づく評価・公開がされ信頼できるものになってきています。これらの前進点を踏まえて、食品の安全性を確保する生協の考え方を見直す時期にあるとして、「食品の安全総合政策」として食品自体のリスク要因とその対応を中心に再整理しました。

「食品の安全総合政策」の基本的な考え方

食品を取り巻く環境は変化し続けています。そうした変化に柔軟に対応していく必要があります。 新たな「食品の安全総合政策」では、単にコープやまぐちの枠組みではなく、コープCSネットや日本生協連、全国の生協とも連携し、多くの消費者が安心して豊かな食生活がおくれるよう、行政との連携を深めながら更なる安全性の実現をめざしていくこととします。そうした考えから、商品管理基準は、食品衛生法等の国の基準をベースにします。ただし、国によるリスク評価・リスク管理のさらなる充実が求められるものについては、現行の商品管理基準を見直した上で、自主基準として継続管理します(自主基準の適用は、コープ商品と産直商品を基本とします)。そして、科学的な根拠に基づくリスクアナリシスの考え方を安全性の基本にしていきます。新たな科学的知見にもとづいて、組合員とも情報共有をしながら基準は必要に応じて見直しを行っていきます。

●「リスクアナリシス」とは?

食品の安全を守るしくみのことで、3つの柱があります。

1番目は、食べても安全かどうか科学的に調べて決める「リスク評価」です。2番目はこの「リスク評価」をもとに、食べても安全なようにルールを決めて、みんなで守るようにする「リスク管理」です。そして3番目の柱が、この2つについて、食べ物を作る人、売る人、買って食べる人たちや行政が、それぞれの立場から意見を出して話し合う「リスクコミュニケーション」です。

このしくみができたことで、客観的な安全性評価とその情報が公開され、消費者も参画できるようになりました。食品の安全性を守っていくためには、この3つが十分に機能することが大切です。

